

安全衛生法政省令改正を紹介する厚生労働省所管「労働安全衛生総合研究所」のポータルサイトが完成しましたので、以下のとおりご案内いたします。

～化学物質による労働災害防止のため、化学物質規制が大きく変わります！～

(令和 4 年 5 月 31 日公布、労働安全衛生法政省令等改正のポイントについて)

- ① GHS分類による危険性、有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は指定しない方式に大きく転換します。
- ② 企業規模や業種に関わらず、危険有害性がある化学物質を扱う場合は「化学物質管理者」の選任が義務化となりました。(令和 6 年 4 月施行)
- ③ 衛生委員会において化学物質の自律的な管理の実施状況の調査審議を行うことを義務付ける等の化学物質の管理状況に関する労使等のモニタリングが強化されます。
※衛生委員会の設置義務のない労働者数 50 人未満の事業場も、管理状況等の事項について、関係労働者からの意見聴取の機会を設けなければなりません。

今回の政省令改正の概要や今後のスケジュールについては、以下サイトより確認できますので、是非ご活用ください。

職場の化学物質管理総合サイト <https://cheminfo.johas.go.jp/>

【本件に関する問い合わせ先】

労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター
cimr-toiawase@h.jniosh.johas.go.jp